

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて（13）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和2年4月30日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは<u>提示</u>を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料を科する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第2条 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)</u>の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき<u>(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24</u></p>	<p>第12条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは<u>提出</u>を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料を科する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 (略)</u></p>

年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に

対しては、これを受けることが
できる期間は、傷病手当金を支給し
ない。ただし、その受けることが
できる給与等の額が前条第2項の
規定により算定される額より少な
いときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が新型コ
ロナウイルス感染症に感染した場
合において、その受けることがで
きるはずであった給与等の全部又
は一部につき、その全額を受ける
ことができなかつたときは傷病手
当金の全額を、その一部を受ける
ことができなかつた場合において
その受けた額が傷病手当金の額よ
り少ないときはその額と傷病手当
金との差額を支給する。ただし、
同条ただし書の規定により傷病手
当金の一部を受けたときは、その
額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した
金額は、当該被保険者を使用する
事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。